

旭川市水道局建設工事中間前金払要領

(趣旨)

第1 この要領は、旭川市水道局建設工事等前金払要綱（平成13年4月1日。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、当該要綱のうち中間前金払の事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の支払要件)

第2 中間前金払を行おうとするときは、要綱第2条第1項に規定する工事が以下に掲げる各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 前金払の支払が既に終了していること。
- (2) 契約工期の2分の1を経過していること。
- (3) 前号の時期までに実施すべき工事がおおむね行われており、かつ、当該工事の進捗率が契約金額の2分の1以上であること。

(認定)

第3 要綱第3条第2項に規定する認定の方法は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 工事担当課長は、請負人から建設工事中間前金払認定申請書（様式1。以下「申請書」という。）の提出があったときは、第2の要件を満たしているかについて調査を行い、支払要件を具備していると認められるときは、認定するものとする。
- (2) 認定通知は、申請書の提出があった日から起算して7日以内に中間前金払認定通知書（様式2）を申請者に交付するものとする。

(認定の方法)

第4 第2の(2)の認定は、工事工程表により行うことができるものとし、同(3)の認定は中間前金払認定請求書作成時における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じて得た額により行うことができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5 部分払が認められる工事においては、原則として中間前金払か部分払のどちらかを契約締結時に契約の相手方に選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

ただし、中間前金払を選択した場合でも各年度末の部分払に限ってはこれを行うことができるものとする。

(債務負担行為等に係る取扱)

第6 債務負担行為等に係る契約については、各会計年度の出来形予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。